

証券コード 6064

平成28年2月9日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷二丁目12番5号  
第6富澤ビル6階  
株式会社アクトコール  
代表取締役社長 平井 俊 広

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 1. 日            | 時 | 平成28年2月26日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場            | 所 | 東京都千代田区麴町六丁目6番地<br>スクワール麴町 3階 錦の間  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第12期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会<br>の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第12期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決議事項            |   |  |
| 第1号議案           |   | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           |   | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  |
| 第4号議案           |   | 監査等委員である取締役3名選任の件  |
| 第5号議案           |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件  |
| 第6号議案           |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件  |
| 第7号議案           |   | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.actcall.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一億総活躍社会の実現に向けた政府の経済政策と、物価安定を目標とする量的・質的緩和の金融政策によって、緩やかに持ち直しつつあります。内需につきましては、生産活動の回復、円安、原油安によって企業収益は改善しているものの、設備投資は、在庫調整や新興国の減速懸念によって、慎重な姿勢となっています。また個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に、回復しつつあります。

しかし、一方で景気を下振れさせるリスク要因も抱えています。海外経済の動向として、中国経済の減速、米国金融政策の国際資本市場への影響、欧州の債務問題の展開等、また国内の動向として、消費税率の引き上げや財政の信認低下等が挙げられます。

当社グループの主力事業の市場である不動産業界は、新設住宅着工戸数でみると、大型マンションの着工や、相続税の節税需要、雇用所得環境の改善によって堅調な部分はあるものの、新築価格の上昇が着工数を下押しするリスクもあり、全般的には緩やかな回復基調となっています。またJ-REITをはじめとする不動産投資からみると、経済の悪化懸念から後退する局面はあったものの日銀の買い入れと金融緩和政策、ファンダメンタルズの改善により持ち直しつつあります。

このような状況のもと、当社グループは、新たな成長に向けた事業基盤を確立するための取り組みの他、少子高齢化やIT化等によって多様化する不動産業界のニーズに対応すべく、既存事業の強化や不動産開発プロジェクトに取り組み、過去最高益を計上することにいたしました。

売上高は、不動産総合ソリューション事業が住生活関連総合アウトソーシング事業及び家賃収納代行事業の当初予想を下回った分をカバーした形となり、営業利益、経常利益につきましては、不動産開発プロジェクトの売上総利益率が高かったため、結果として、当初予想からの増額分が大きくなっております。

当期純利益は、不動産総合ソリューション事業の店舗事業における減損等による、特別損失87,792千円の計上と、法人税の税率変更等による繰延税金資産68,804千円を取り崩しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,583,145千円(前期比27.3%増)、営業利益596,756千円(同790.9%増)、経常利益569,278千円(同671.3%増)、当期純利益212,478千円(前期は1,690千円の当期純損失)となりました。

各セグメントの状況は、次のとおりであります。

#### (住生活関連総合アウトソーシング事業)

住生活関連総合アウトソーシング事業においては、緊急駆けつけ等会員制サービス、コールセンターサービス、その他住生活に関わるサービスの開発、提供を行っております。

不動産賃貸市場向け緊急駆けつけサービスは、他社との競争が激しいため、新市場戦略として持家市場へ、また、新チャネル戦略としてエネルギー業界へ進出し、他社との差別化を図っております。

また、サービス品質の向上を目的として、コールセンターにおいて受付システムを導入、研修やモニタリングを強化したことによりまして、不動産会社向けアウトソーシングサービス「アクシスライン24」の新規受託社数が堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度末時点の累計有効会員数は、前期から微増の341千人となりました。住生活関連総合アウトソーシング事業における売上高は1,931,233千円(前期比7.5%増)、営業利益は72,182千円(前期は55,025千円の営業損失)となりました。

#### (不動産総合ソリューション事業)

不動産総合ソリューション事業においては、不動産所有者、不動産利用者など不動産に関わる方々へあらゆるサービスを総合的に提供しております。テナント出店代行サービス、独立開業支援サービス、サービスオフィスやコワーキングスペースの運営、不動産開発プロジェクトへの参画やそれに関わるサブリースやPM業務を行っております。

当連結会計年度においては、前期オープンしましたサービスオフィス「シナガワサーフィス」の契約室数及び利用者の獲得が予想を大きく下回り、大きな損失計上となりました。このため経営の意思決定を迅速に行うべく株式会社サーフィスを株式会社アンテナへ吸収合併いたしました。

また、従来より取り組んでおりました原宿駅前の不動産開発プロジェクトを完遂させ、およそ6億円の利益分配を売上高として計上いたしました。

以上の結果、不動産総合ソリューション事業の売上高は1,205,222千円（前期比79.2%増）、営業利益は472,122千円（同603.7%増）となりました。

（家賃収納代行事業）

家賃収納代行事業は、不動産賃貸管理会社、不動産オーナー向けに、家賃の概算払いと出納業務を組み合わせた家賃収納代行サービスを提供しております。

当連結会計年度においては、提携サービスが苦戦したものの、既存サービスの取扱件数は堅調に推移した結果、家賃収納代行事業の売上高は446,688千円（前期比28.8%増）、営業利益は65,122千円（同54.3%増）となりました。

事業区分	第11期 (平成26年11月期) (前連結会計年度)		第12期 (平成27年11月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
住生活関連総合 アウトソーシング事業	1,796百万円	63.8%	1,931百万円	53.9%	134百万円	7.5%
不動産総合 ソリューション事業	672	23.9	1,205	33.6	532	79.2
家賃収納代行事業	346	12.3	446	12.5	99	28.8
合計	2,815	100.0	3,583	100.0	767	27.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の総投資額は220,162千円となりました。その主なものは、当社100%子会社である株式会社アンテナのサービスオフィス「シナガワサーフィス」の内装工事等の費用（99,238千円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より借入金 898,000千円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社100%子会社である株式会社アンテナが、平成27年10月1日付で株式会社サーフィスを吸収合併しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成24年11月期)	第 10 期 (平成25年11月期)	第 11 期 (平成26年11月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成27年11月期)
売 上 高(百万円)	1,720	1,956	2,815	3,583
経 常 利 益(百万円)	276	72	73	569
当期純利益又は 当期純損失(百万円) (△)	123	23	△1	212
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	107.28	18.77	△1.36	168.67
総 資 産(百万円)	1,948	3,337	4,567	6,365
純 資 産(百万円)	497	532	546	740
1株当たり純資産額 (円)	404.14	421.35	419.54	579.61

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成24年11月期)	第 10 期 (平成25年11月期)	第 11 期 (平成26年11月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成27年11月期)
売 上 高(百万円)	1,661	1,679	1,795	1,916
経 常 利 益(百万円)	287	102	52	102
当期純利益又は 当期純損失(百万円) (△)	129	65	△3	27
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	112.42	53.14	△2.49	21.68
総 資 産(百万円)	1,951	2,588	2,488	2,685
純 資 産(百万円)	507	585	589	606
1株当たり純資産額 (円)	412.65	464.01	460.41	473.48

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アンテナ	50百万円	100%	不動産に関するサービスの 開発、提供 (不動産総合ソリューション事業)
株式会社インサイト	100	100	家賃等決済代行サービスの提供 (家賃収納代行事業)

(注) 1. 「主要な事業内容」欄の( )には、セグメントの名称を記載しております。

2. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社を含む4社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く不動産・住宅業界の変化に伴い、当社グループに対するニーズは年々増え続け、その需要に耐えうる基盤構築が必要となっております。当社グループにおきましては、このような環境のもと、持続的な成長を達成するため、以下の項目を次期の課題としております。

##### ① 新サービス・新規事業の開発

当社グループでは、住生活関連総合アウトソーシング事業における会員制サービスが当社グループの売上の大部分を占め、1つの事業（サービス）に依存している状況となっております。

今後は不動産総合ソリューション事業の安定化、家賃収納代行事業における取扱件数の拡充を目指すとともに、住生活関連総合アウトソーシング事業においては、持家市場へのサービス展開により、特定のサービスへの依存度を低下させます。また、従来の賃貸市場向けサービスにおいては、引き続きグループシナジーを活かしOEM等、顧客のニーズに柔軟に対応できるよう商品の多様化に注力する必要があると考えております。

##### ② 新規流通チャネルの開拓

現在、当社グループが取り扱う商品の殆どが不動産賃貸管理業界向けサービスとなっております。事業の安定性とリスク分散を図るため、新規事業・サービスの開発と同時に、今後は、新サービスの提供に合わせ、不動産業界のほかエネルギー業界と提携していく等、新しい流通チャネルを開拓してまいります。

##### ③ 人材育成による組織の強化

当社グループは、多様化するお客様のニーズに応えるためには「人」の成長が不可欠であると考え、優秀な人材の確保と研修制度の充実を図っております。人材確保においては、新卒採用を中心に、積極的な活動をしております。また、社内の研修制度として、OJT以外に、組織体系に合わせたマネジメント研修や営業研修等の実施を強化してまいります。さらに、従業員のモチベーションを維持向上させる仕組みづくりに取り組んでまいります。

##### ④ 内部管理体制の強化

当社グループが持続的に企業価値を向上していくためには、内部管理体制の充実と強化が必要です。グループ社内の各部署の業務手順やシステムの適合性、部署間の連携を再点検し、様々なリスクに対して内部牽制機能が十分に備わった体制を構築します。また、必要に応じて新しいシステムの構築も行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成27年11月30日現在)

事業区分	事業内容
住生活関連総合アウトソーシング事業	緊急駆けつけ等会員制サービス、コールセンターサービス、その他住生活に関わるサービスの開発、提供
不動産総合ソリューション事業	テナント出店代行、独立開業等支援、サービスオフィスやコワーキングスペースの運営、不動産開発プロジェクトへの参画やそれに関わるサブリースやPM業務等不動産に係るサービスの開発、検討
家賃収納代行業業	家賃等決済代行サービスの提供

(6) 主要な営業所及び工場 (平成27年11月30日現在)

① 当社

本店	東京都新宿区四谷二丁目12番5号 第6 富澤ビル6階
----	----------------------------

② 子会社

株式会社 アンテナ	東京都新宿区四谷二丁目12番5号
株式会社 インサイト	東京都新宿区四谷二丁目12番5号

## (7) 使用人の状況（平成27年11月30日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末 比増減
住生活関連総合アウトソーシング事業	113（95）名	6名増（13名減）
不動産総合ソリューション事業	25（8）	8名増（7名増）
家賃収納代行業	24（7）	6名増（3名増）
合計	162（110）	20名増（3名減）

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
113（95）名	7名増（13名減）	30.2歳	2.42年

(注) 使用人数は就業員数（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む。）であり、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成27年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,602,232千円
株式会社関西アーバン銀行	208,000
株式会社商工組合中央金庫	189,160
株式会社千葉銀行	161,108
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社新生銀行	100,000
株式会社東京都民銀行	72,471
オリックス銀行株式会社	50,000
株式会社新銀行東京	32,850
株式会社東日本銀行	11,136

(注) 当社の子会社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額2,000,000千円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年11月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,030,000株
- ② 発行済株式の総数 1,259,638株（自己株式162株を除く）
- ③ 株主数 1,372名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ フ ォ ー ト	557,200株	44.23%
平 井 俊 広	197,400	15.67
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	65,000	5.16
株式会社リロケーション・ジャパン	64,800	5.14
株式会社イー・ラーニング研究所	18,000	1.43
楽 天 証 券 株 式 会 社	13,400	1.06
中 澤 博 孝	10,000	0.79
株 式 会 社 三 興	10,000	0.79
株 式 会 社 S B I 証 券	8,700	0.69
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	8,300	0.66

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年11月30日現在）

	平成23年10月14日開催の臨時株主総会決議に基づく第3回新株予約権	平成25年9月17日開催の取締役会決議に基づく第4回新株予約権	
新株予約権の数	300個	1,320個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 132,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり7,500円を払込むこととする	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 750円)	新株予約権1個当たり 136,500円 (1株当たり 1,365円)	
権利行使期間	平成25年11月1日から平成33年9月30日まで	平成27年3月1日から平成32年9月1日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 2、3	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,260個 目的となる株式数 126,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		平成27年5月18日開催の取締役会決議に基づく第5回新株予約権
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり500円を払込むこととする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 178,800円 (1株当たり 1,788円)
権利行使期間		平成28年3月1日から平成34年6月1日まで
行使の条件		(注) 4、5
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 920個 目的となる株式数 92,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役の地位にあること。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
2. 新株予約権権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役等の地位にあること。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
3. 当社の平成26年11月期から平成30年11月期までのいずれかの決算期において経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいう。）が、下記（i）乃至（iii）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- （i）5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
- （ii）7億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで
- （iii）10億円を超過した場合、全ての本新株予約権
4. 新株予約権権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役等の地位にあること。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
5. 当社の平成27年11月期から平成32年11月期までのいずれかの決算期において経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいう。）が、下記（i）乃至（iii）に掲

げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行うことが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(i) 5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで

(ii) 9億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%まで

(iii) 12億円を超過した場合、全ての本新株予約権

6. 当社は、平成24年2月28日付で1株を100株とする株式分割を行っており、また平成24年5月18日付で1株を2株とする株式分割を行っております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	平成27年5月18日開催の取締役会決議に基づく第5回新株予約権	
新株予約権の数	1,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり500円を払込むこととする	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 178,800円 (1株当たり 1,788円)	
権利行使期間	平成28年3月1日から 平成34年6月1日まで	
行使の条件	(注) 1、2	
使用人等の保有状況	当社使用人	新株予約権の数 50個
		目的となる株式数 5,000株
		保有者数 5名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 30個
		目的となる株式数 3,000株
		保有者数 3名

- (注) 1. 新株予約権権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役等の地位にあること。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
2. 当社の平成27年11月期から平成32年11月期までのいずれかの決算期において経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいう。）が、下記（i）乃至（iii）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (i) 5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで
- (ii) 9億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%まで
- (iii) 12億円を超過した場合、全ての本新株予約権

③ その他新株予約権等の状況（平成27年11月30日現在）  
該当事項はございません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年11月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平井俊広	
専務取締役	菊井 聡	管理担当 株式会社インサイト 代表取締役社長
常務取締役	田端 知明	営業担当 株式会社アンテナ 代表取締役
取締役	北村 真二	株式会社リロ・ホールディング 経営企画室長
常勤監査役	野口 純	
監査役	宮崎 忠	株式会社船井本社 顧問 株式会社にげんクラブ 監査役
監査役	田部井 修	田部井会計事務所 所長 株式会社アイディーコンサルティング 代表取締役 インタアクト株式会社 監査役 株式会社大里 監査役 株式会社バリューデザイン 監査役

- (注) 1. 取締役北村真二氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役宮崎忠氏及び監査役田部井修氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役野口純氏及び監査役田部井修氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・常勤監査役野口純氏は、事業会社での経営企画、内部監査等業務経験を有しております。  
 ・監査役田部井修氏は、税理士の資格を有しております。  
 4. 当社は監査役田部井修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

##### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	3名	82百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	10 (3)
合 計 (うち社外役員)	6 (2)	93 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 社外取締役は無報酬としております。  
 3. 取締役の報酬限度額は、平成24年2月28日開催の第8回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成24年2月28日開催の第8回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役北村真二氏は、株式会社リロ・ホールディング経営企画室長を兼務しております。株式会社リロ・ホールディングは、当社主要株主であり業務提携先の株式会社リロケーション・ジャパンの100%親会社に該当いたします。
  - ・監査役宮崎忠氏は、株式会社にんげんクラブ監査役、株式会社船井本社顧問を兼務しておりますが、各兼務先と当社間に特別の関係はありません。
  - ・監査役田部井修氏は、田部井会計事務所所長、株式会社アイティーンコンサルティング代表取締役、インタアクト株式会社監査役、株式会社大里監査役、株式会社バリューデザイン監査役を兼務しておりますが、各兼務先と当社間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 北村真二	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 宮崎忠	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、また、監査役会14回全てに出席いたしました。警視庁勤務における経験及び各社での経営等にかかる豊富な経験や専門的知識をもって、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。
監査役 田部井修	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回全てに出席し、経験豊富な税理士としての見地から適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 ひので監査法人

(注) 当該監査法人は、平成27年7月、法人名称を日之出監査法人からひので監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,300

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

③ 非監査業務の内容

当社子会社の一社は、ひので監査法人に対して、財務調査等に関する業務について、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社の取締役が、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動をとるよう、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
- 2) コンプライアンス委員会は、当社及び子会社の役職員の法令遵守に対する取組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。
- 3) コンプライアンス委員会の活動概要は、必要に応じて取締役会に報告する。
- 4) 当社と利害関係を有しない非業務執行取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
- 5) 常勤監査役並びに当社と利害関係を有しない非業務執行取締役による監視を行う。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及び子会社の業務執行に伴う様々なリスクを認識し、リスク発生を未然に防止する予防対策の強化とリスク発生時の損失を最小限とするため策定したリスク管理規程に基づき各リスクの所管部署において、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。取締役は危機管理について定められたリスク管理規程により管理を行う。
- 2) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図る。
- 2) 当社は定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、常勤の取締役及び監査役等が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- 3) 子会社は会社の規模に応じて定例取締役会を毎月若しくは少なくとも四半期に1回以上開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画ユニットが開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- 4) 当社及び子会社の取締役会は、経営会議の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社の内部監査室は、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- 2) 当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社及び子会社に内部通報制度を設けるとともに、同制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択できる体制とする。
- 3) 当社のコンプライアンス委員会及び内部監査室は、平素より、当社及び子会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役へ報告、提案を行う。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①～⑤に掲げる事項のほか、次の体制を確保する。

- 1) 「関係会社管理規程」を整備し、当社子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築・推進するとともに、総務チームはこれを所管する。
- 2) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、当社子会社の業務執行の適正確保の観点から監査を行う。

- 3) 適正なグループ経営を推進するため、当社及び当社子会社における情報の一元化・共有化をはかり、報告・指示・要請の伝達等を適時・的確に行う体制を構築する。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
- 監査役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関する取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告するための体制及び当社又は子会社の監査役に報告した者が報告したことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは速やかに所属する会社の監査役に報告を行うこととし、その徹底を図る。子会社において、監査役がこれらの報告を受けた場合は、ただちに当社の監査役へ報告する。また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査役へ報告される。
- 2) 1項の報告に対し、報告を理由とした不利益な取扱いを行わない。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。
- 2) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室、監査役室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室等をはじめとする社内組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、

妥当性、効率性について監査を実行する。

- 2) 監査役は取締役会へ出席するほか、必要に応じて重要な社内会議に出席する。
- 3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- 4) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

#### ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始する。

管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

### ① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備状況及び運用状況は、内部監査室がモニタリングし、改善を図っております。

### ② コンプライアンス

当社及び子会社ではコンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、企業活動において法令遵守される体制の整備、維持に努めております。また、当社及び子会社の全役職者に対し、当社の法務チームにて定期的にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を目的として「アクトコールグループ・ホットラインマニュアル」を策定し、当社経営企画ユニット、当社法務チーム及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「コンプライアンス・カウンター」を設置しております。また、当社ホームページのお問い合わせ画面を通じ、外部からコンプライアンス違反の情報を受け付ける体制を整備しております。

### ③ 取締役の職務執行

当社及び子会社は、「取締役会規程」に基づき、月1回以上の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

### ④ 監査役

当社社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部監査室及び内部統制プロジェクトメンバーが担当する内部統制の整備状況及び運用状況を確認しております。また、当社の常勤監査役は会計監査人、内部監査室と四半期に一度、双方向的な情報交換を実施することで、当社及び子会社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用の助言を行っております。

⑤ 内部監査

当社の内部監査室は年間の内部監査計画に基づき、当社全部門及び子会社の内部監査を実施しております。また、当社の内部監査室による当社全部門及び子会社への内部監査の際、当社の常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

⑥ 反社会的勢力との関係断絶

当社及び子会社では反社会的勢力との取引防止のため、新規取引先の事前確認及び既存取引先の継続的確認を適宜実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、将来にわたる株主価値増大のために内部留保を充実させ、事業の積極展開・体質強化を図るとともに、株主への安定した配当を維持することを利益配分の基本方針としております。

## 連結貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,548,596	流動負債	4,891,292
現金及び預金	1,823,755	買掛金	83,395
売掛金	214,939	短期借入金	2,658,000
仕掛販売用不動産	218,584	1年内返済予定 の長期借入金	336,712
商 品	382	未払法人税等	209,296
原材料及び貯蔵品	4,871	預り金	728,274
繰延税金資産	220,052	前受収益	574,745
未収入金	950,615	その他	300,867
立替金	931,751	固定負債	733,737
その他	184,792	長期借入金	532,245
貸倒引当金	△1,148	長期前受収益	178,000
固定資産	1,816,935	その他	23,492
有形固定資産	237,935	負債合計	5,625,030
建物及び構築物	199,704	(純資産の部)	
車両運搬具	1,423	株主資本	726,173
工具、器具及び備品	36,807	資本金	286,451
無形固定資産	364,816	資本剰余金	224,782
のれん	242,328	利益剰余金	215,243
ソフトウェア	122,488	自己株式	△304
投資その他の資産	1,214,183	その他の包括利益累計額	3,928
投資有価証券	858,198	その他有価証券評価差額金	3,928
関係会社株式	60,459	新株予約権	10,400
繰延税金資産	68,517	純資産合計	740,501
その他	227,007	負債・純資産合計	6,365,531
資産合計	6,365,531		

# 連結損益計算書

(平成26年12月 1日から  
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		3,583,145
売上原価		1,615,926
売上総利益		1,967,218
販売費及び一般管理費		1,370,462
営業利益		596,756
営業外収益		
受取利息	635	
受取配当金	373	
貸倒引当金戻入額	785	
持分法投資利益	3,170	
助成金収入	21,869	
その他	4,415	31,250
営業外費用		
支払利息	35,452	
支払手数料	21,917	
その他	1,357	58,727
経常利益		569,278
特別損失		
固定資産除却損	570	
減損損失	69,144	
退職給付費用	13,076	
その他	4,999	87,792
税金等調整前当期純利益		481,486
法人税、住民税及び事業税	207,846	
法人税等調整額	68,804	276,651
少数株主損益調整前当期純利益		204,834
少数株主損失(△)		△7,644
当期純利益		212,478

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年12月 1日から  
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年12月 1日 残高	286,451	224,782	15,362	△124	526,471
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△12,597		△12,597
当 期 純 利 益			212,478		212,478
自 己 株 式 の 取 得				△180	△180
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	199,881	△180	199,701
平成27年11月30日 残高	286,451	224,782	215,243	△304	726,173

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成26年12月 1日 残高	2,035	2,035	9,900	7,644	546,051
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△12,597
当 期 純 利 益					212,478
自 己 株 式 の 取 得					△180
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,892	1,892	500	△7,644	△5,251
連結会計年度中の変動額合計	1,892	1,892	500	△7,644	194,450
平成27年11月30日 残高	3,928	3,928	10,400	-	740,501

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社アンテナ、株式会社インサイト、モリス・ジャパン株式会社、株式会社PLUS-A

株式会社サーフィスは、平成27年10月1日付で株式会社アンテナに吸収合併しております。  
非連結子会社の状況

- ・非連結子会社 株式会社ソナーユ

連結の範囲から除いた理由

上記子会社は、その総資産合計、売上高合計、当期純損失及び利益剰余金等の持分相当額合計のいずれもが、連結子会社の当該項目合計に比して僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

- ・持分法適用会社の数 2社
- ・持分法適用会社の名称 株式会社Dress、株式会社イーガイア

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

一部の連結子会社が保有する匿名組合出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「投資有価証券」として計上しております。

匿名組合が獲得した損益の持分相当額のうち、主たる事業である投資目的の匿名組合出資に係る損益は「売上高」もしくは、「売上原価」に計上し、同額を「投資有価証券」に加減しております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法（金利スワップの特例処理を除く）

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・商品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## ② 固定資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

### ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## ③ 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ④ ヘッジ会計の処理の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

## ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については主として10年間の定額法により償却を行っております。

## ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

### （連結貸借対照表）

(1) 前連結会計年度において、区分掲記していた流動資産の「前払費用」及び「差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(2) 前連結会計年度において、区分掲記していた投資その他の資産の「出資金」、「長期前払費用」、「敷金及び保証金」及び「長期預金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(3) 前連結会計年度において、区分掲記していた流動負債の「未払金」、「未払費用」、「未払消費税等」及び「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100,039千円
仕掛販売用不動産	208,000千円
計	308,039千円

上記のほか、連結子会社株式(連結消去前金額380,000千円)を担保に供しております。

##### ② 担保に係る債務

短期借入金	2,308,000千円
1年内返済予定の長期借入金	122,652千円
長期借入金	192,260千円
計	2,622,912千円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 202,055千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

#### (3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社（株式会社インサイト）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,450,000千円
借入実行残高	2,450,000千円
差引額	－千円

#### (4) 財務制限条項

当社が平成25年2月27日（㈱りそな銀行）に締結した金銭消費貸借契約の借入金残高126,022千円には下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には、当該債務の一括弁済をする可能性があります。

- ① 各事業年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の決算期の末日における単体及び連結の損益計算書における経常損益を損失としないこと。
- ③ 各事業年度の決算期の末日における単体及び連結の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を70,000千円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュ・フローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,259,800株	一株	一株	1,259,800株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	71株	91株	一株	162株

##### (3) 配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年 2月26日 定時株主 総会	普通株式	12,597千円	10円	平成26年 11月30日	平成27年 2月27日

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年 2月26日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	37,789千円	30円	平成27年 11月30日	平成28年 2月29日

##### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	11,600株	60,000株
新株予約権の残高	一千円	一千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融資産を中心に運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び金銭債権である未収入金、立替金は、顧客等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式、債券及び匿名組合出資金等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、主として外注費であり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額（*1）
(1) 現金及び預金	1,823,755千円	1,823,755千円	－千円
(2) 売掛金	214,939千円	214,093千円	
貸倒引当金（*2）	△846千円		
	214,093千円	214,093千円	－千円
(3) 未収入金	950,615千円	950,615千円	－千円
(4) 立替金	931,751千円	931,751千円	－千円
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	846,798千円	846,798千円	－千円
(6) 買掛金	(83,395千円)	(83,395千円)	(－千円)
(7) 短期借入金	(2,658,000千円)	(2,658,000千円)	(－千円)
(8) 未払法人税等	(209,296千円)	(209,296千円)	(－千円)
(9) 預り金	(728,274千円)	(728,274千円)	(－千円)
(10) 長期借入金（*3）	(868,957千円)	(853,110千円)	(△15,846円)
(11) デリバティブ取引	－	－	－

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(\*4)投資有価証券のうち非上場株式(連結貸借対照表計上額11,400千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額60,459千円)については、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難であることから、時価開示の対象としておりません。

(注) (1)現金及び預金、(3)未収入金、並びに(4)立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金

帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

(5)投資有価証券

取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、不動産開発プロジェクトに係る匿名組合出資は、プロジェクトが終了したものについては、匿名組合の財産の持分相当額をもって時価としております。

(6)買掛金、(7)短期借入金、(8)未払法人税等、並びに(9)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額を想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載されております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	579円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	168円67銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,849,292	流 動 負 債	1,453,071
現金及び預金	557,057	買掛金	68,680
売掛金	172,700	短期借入金	350,000
商 品	382	1年内返済予定の 長期借入金	300,832
貯 蔵 品	3,400	未 払 金	68,101
前 払 費 用	57,961	未 払 費 用	14,751
繰延税金資産	220,052	未払法人税等	8,207
関係会社短期貸付金	718,476	前 受 金	17,467
未 収 入 金	61,597	預 り 金	18,338
そ の 他	58,812	前 受 収 益	574,137
貸倒引当金	△1,148	そ の 他	32,554
固 定 資 産	836,550	固 定 負 債	625,955
有 形 固 定 資 産	66,600	長 期 借 入 金	447,955
建 物	41,237	長 期 前 受 収 益	178,000
車 両 運 搬 具	1,423	負 債 合 計	2,079,026
工具、器具及び備品	23,940	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	45,933	株 主 資 本	592,487
ソフトウエア	45,933	資 本 金	286,451
投資その他の資産	724,016	資 本 剰 余 金	224,782
投資有価証券	20,562	資 本 準 備 金	207,851
関係会社株式	450,000	その他資本剰余金	16,931
出 資 金	520	利 益 剰 余 金	81,557
関係会社長期貸付金	73,810	その他利益剰余金	81,557
長 期 預 金	16,000	繰越利益剰余金	81,557
長 期 前 払 費 用	4,736	自 己 株 式	△304
繰延税金資産	68,517	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,928
そ の 他	89,870	その他有価証券評価差額金	3,928
資 産 合 計	2,685,842	新 株 予 約 権	10,400
		純 資 産 合 計	606,816
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,685,842

# 損 益 計 算 書

(平成26年12月 1日から)  
(平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,916,804
売 上 原 価	1,007,778
売 上 総 利 益	909,025
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	836,480
営 業 利 益	72,545
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	10,872
受 取 配 当 金	373
助 成 金 収 入	21,869
業 務 受 託 料	14,493
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	785
そ の 他	3,568
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	14,306
支 払 手 数 料	7,861
経 常 利 益	102,341
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	570
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,999
税 引 前 当 期 純 利 益	96,770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,243
法 人 税 等 調 整 額	63,219
当 期 純 利 益	27,308

# 株主資本等変動計算書

(平成26年12月 1日から)  
(平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利益剰余金計 合		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成26年12月1日残高	286,451	207,851	16,931	224,782	66,846	66,846	△124	577,956	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△12,597	△12,597		△12,597	
当期純利益					27,308	27,308		27,308	
自己株式の取得							△180	△180	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	14,711	14,711	△180	14,531	
平成27年11月30日残高	286,451	207,851	16,931	224,782	81,557	81,557	△304	592,487	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成26年12月1日残高	2,035	2,035	9,900	589,892
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△12,597
当期純利益				27,308
自己株式の取得				△180
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	1,892	1,892	500	2,392
事業年度中の変動額合計	1,892	1,892	500	16,924
平成27年11月30日残高	3,928	3,928	10,400	606,816

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法  |
| ② その他有価証券       |  |
| ・時価のあるもの        | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの        | 移動平均法による原価法  |
| ③ デリバティブ        | 時価法（金利スワップの特例処理を除く）                                      |
| ④ たな卸資産         |  |
| 商品、貯蔵品          | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）              |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) ヘッジ会計の処理の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において、区分掲記していた流動資産の「差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
- (2) 前事業年度において、区分掲記していた投資その他の資産の「敷金及び保証金」、「保険積立金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
- (3) 前事業年度において、区分掲記していた流動負債の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100,039千円
関係会社株式	380,000千円
計	480,039千円

上記の定期預金は、子会社である株式会社インサイトの金融機関からの借入金2,000,000千円の担保に供しております。

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	122,652千円
長期借入金	192,260千円
計	414,912千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 118,916千円

### (3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	350,000千円
借入実行残高	350,000千円
差引額	－千円

### (4) 財務制限条項

当社が平成25年2月27日（㈱りそな銀行）に締結した金銭消費貸借契約の借入金残高126,022千円には下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には、当該債務の一括弁済をする可能性があります。

- ① 各事業年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の決算期の末日における単体及び連結の損益計算書における経常損益を損失としないこと。

- ③ 各事業年度の決算期の末日における単体及び連結の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を70,000千円以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュ・フローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

(5) 保証債務等

以下の子会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社インサイト	2,000,000千円
株式会社アンテナ	295,320千円
計	2,295,320千円

- (6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	16,644千円
短期金銭債務	3,072千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	387千円
売上原価	6千円
営業取引以外の取引高	23,809千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	71株	91株	一株	162株

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
前受収益	190,039千円
繰越欠損金	27,381千円
その他	2,631千円
繰延税金資産(流動)合計	220,052千円
繰延税金資産(固定)	
長期前受収益	55,964千円
繰越欠損金	13,262千円
その他	3,020千円
小計	72,247千円
評価性引当額	△1,855千円
繰延税金資産(固定)合計	70,391千円
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	1,874千円
繰延税金負債(固定)合計	1,874千円
繰延税金資産(固定)の純額	68,517千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	35.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.6
住民税均等割	1.1
評価性引当額の増減額	0.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	25.5
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	71.8

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.7%から平成27年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年12月1日から開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は24,497千円減少し、法人税等調整額が24,694千円増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注) 4	科目	期末残高 (千円) (注) 4
子会社	株式会社 アンテナ	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任 業務受託	資金の貸付 (注) 1	70,000	関係会社 短期貸付金	665,476
				利息の受取 (注) 1	7,408	関係会社 長期貸付金	73,810
				債務保証 (注) 2	295,320	その他流動 資産	5,030
				管理業務の 受託 (注) 3	10,883	—	—
						未収入金	7,681
子会社	株式会社 インサイト	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	380,000	関係会社 短期貸付金	—
				債務保証 (注) 2	2,000,000	—	—
				担保提供 (注) 2	2,000,000	—	—
子会社	株式会社 サーフィス(注5)	所有 間接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	150,000	—	—
子会社	株式会社 PLUSA	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 短期貸付金	43,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、主な返済条件は期間1年間、期日一括返済としており、担保は受け入れておりません。
2. 子会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証及び担保提供を行っております。保証料等の受取りはございません。なお、担保提供の取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。
3. 業務の受託については、市場価格・総原価を勘案して、当社希望価格を提示し交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
5. 株式会社サーフィスは平成27年10月1日付で株式会社アンテナに吸収合併されております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 473円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円68銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年1月12日

株式会社アクトコール  
取締役会 御中

### ひので監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	羽 入 敏 祐	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	榎 正 規	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクトコールの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクトコール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年1月12日

株式会社アクトコール  
取締役会 御中

### ひので監査法人

指 定 社 員                    公認会計士      羽   入   敏   祐   ⑩  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員                    公認会計士      榎                    正   規   ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクトコールの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月13日

株式会社アクトコール 監査役会

常勤監査役 野口 純 (印)

社外監査役 宮崎 忠 (印)

社外監査役 田部井 修 (印)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の1つと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額は37,789,140円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年2月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

つきましては、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第31条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- ④ 経営資源の集中による効率化を目的として、当社の100%子会社である株式会社アンテナ（以下、「アンテナ」といいます。）を、平成28年3月1日を効力発生日として、吸収合併することに伴い、消滅会社となるアンテナの定款の目的事項の一部を、新たに当社の定款の目的事項に追加することをお願いするものであります。
- ⑤ その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- ⑥ 本議案にかかる定款変更は、第2条（目的）の変更を除き、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 日常生活をサポートする商品およびサービスの開発、提供、情報配信業務</p> <p>(2) 収益事業の提案・導入・営業支援、集客支援、広告代理業務</p> <p>(3) 建物および関連設備に関する保証およびメンテナンス業務</p> <p>(4) コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託</p> <p>(5) 不動産、住宅等の賃貸借に関する各種情報提供サービスおよび事務手続きの受託</p> <p>(6) 不動産の売買、保有、運営、管理業務</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 日常生活をサポートする商品およびサービスの開発、提供、情報配信業務</p> <p>(2) 収益事業の提案・導入・営業支援、集客支援、<u>広告代理業務および出版業</u></p> <p>(3) 建物および関連設備に関する保証およびメンテナンス業務、<u>清掃、保守管理</u></p> <p>(4) コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託</p> <p>(5) 不動産、住宅等の賃貸借に関する各種情報提供サービスおよび事務手続きの受託</p> <p>(6) <u>不動産の開発、売買、仲介、販売代理、賃貸、保有、運営、管理業務</u></p> <p>(7) <u>オフィス、ビル、マンション、ホテル、スポーツ施設の経営、企画およびコンサルティング</u></p> <p>(8) <u>不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託</u></p> <p>(9) <u>不動産鑑定業および不動産に関するコンサルティング業務</u></p> <p>(10) <u>不動産投資顧問業</u></p> <p>(11) <u>第二種金融商品取引業</u></p> <p>(12) <u>企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務</u></p> <p>(13) <u>店舗、事務所、住宅の増改築、内装リフォームおよびそれらに関するコンサルティング業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(14) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u>
(新設)	<u>(15) 有価証券・債権の保有、売買および仲介ならびに管理</u>
(7) 物品売買業	(16) 物品売買業
(8) 通信販売業	(17) 通信販売業
(9) コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務	(18) コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務
(10) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務	(19) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務
(11) 住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介または取次ぎ	(20) 住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介または取次ぎ
(12) 前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ	(21) 前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ
(13) 住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ	(22) 住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ
(14) 人材育成および営業支援に関するコンサルティング業務	(23) 人材育成および営業支援に関するコンサルティング業務
(15) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業	(24) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
(16) 出版および書籍雑誌等編集業務	(25) 出版および書籍雑誌等編集業務
(新設)	<u>(26) インターネットを利用した不動産情報の提供サービスおよびサイトの企画運営</u>
(新設)	<u>(27) 経営コンサルティング業およびマーケティングリサーチ業</u>
(新設)	<u>(28) イベント・研修会・講演会・セミナーの企画、開催および運営</u>
(新設)	<u>(29) 飲食店、物販店、その他サービス施設の企画、運営、監理およびコンサルティング</u>
(17) 前各号に附帯する一切の業務	(30) 前各号に附帯する一切の業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第16条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 (条文省略)</p> <p>(株主総会議事録) 第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、6名以内とする。  (新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。  2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会議事録) 第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、6名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。  2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数) 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第36条 監査役会はその決議をもって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u>  第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  第32条 監査等委員会はその決議をもって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第33条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u>  2 監査等委員の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  第34条 監査等委員会の議事録は、<u>法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  第35条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当) 第43条 剰余金の配当は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u> 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(目的の変更の効力発生日)</u>  <u>第2条 本定款第2条(目的)の変更は、当会社と当会社の100%子会社である株式会社アンテナとの間の吸収合併の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとし、効力発生日を平成28年3月1日とする。なお、効力発生日の経過をもって、本条は削除する。</u></p>

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行し、取締役4名全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、機動的な意思決定が行えるよう1名減員し、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	平井 俊 広 (昭和39年2月17日)	昭和63年4月 高島(株) 入社 平成5年3月 (有)平井物産 設立 代表取締役 平成8年5月 (株)日本ビーンズ 代表取締役 平成9年6月 (株)ジェイビー総研 設立 代表取締役 平成17年1月 (株)全管協サービス (現 当社) 設立 代表取締役 平成24年10月 (株)エフオート 設立 代表取締役 (現任) 平成25年2月 当社 代表取締役社長 平成25年3月 (株)インサイト 取締役 (現任) 平成25年12月 当社 代表取締役社長 兼 執行役員 (現任) 平成26年4月 (株)PLUS-A 設立 取締役 (現任) 平成27年6月 (株)ソナーユー 設立 代表取締役 (現任)	197,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	きく い さとし 菊井 聡 (昭和39年12月14日)	平成2年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 平成16年11月 (株)オー・エム・コーポレーション 入社 取締役管理本部長 平成22年8月 当社 入社 管理部長 平成22年9月 当社 管理本部長 平成23年2月 当社 取締役管理本部長 平成23年9月 (株)アンテナ 監査役 平成25年2月 同社 取締役(現任) 当社 専務取締役管理本部長 平成25年3月 (株)インサイト 取締役 平成25年10月 モリス・ジャパン(株) 監査役 平成25年12月 当社専務取締役 兼 執行役員 管理担当(現任) (株)サーフィス 監査役 平成27年12月 (株)インサイト 代表取締役社長(現任)	2,000株
3	た ばた とも あき 田端 知明 (昭和42年11月19日)	昭和63年4月 大和リゾート(株) 入社 平成元年1月 フォード日本 入社 平成7年10月 (株)ヤマヒサ 入社 平成8年5月 創洋(株) 入社 平成11年12月 (株)アイディーユー 取締役 平成15年3月 (株)COLORS 代表取締役社長 平成22年4月 (株)D r e s s 代表取締役社長 平成23年9月 (株)アンテナ 取締役 平成24年8月 同社 代表取締役(現任) 平成25年2月 当社 取締役 平成25年10月 モリス・ジャパン(株) 取締役(現任) 平成25年12月 (株)サーフィス 取締役 平成26年12月 当社 常務取締役 兼 執行役員 営業担当(現任)	0株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行し、監査役3名全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	のぐち じゅん 野口 純 (昭和51年6月29日)	平成13年4月 ローム(株) 首都圏営業本部 平成16年4月 (株)レイNZ・インターナショナル 経営企画部 平成19年4月 (株)ジークレスト 経営企画室 平成22年6月 (株)フェニックス 経営企画室 室長 平成24年11月 当社 入社 管理本部 マネージャー 平成25年2月 当社 常勤監査役(現任) (株)アンテナ 監査役 (株)インサイト 監査役	0株
2	みやざき ただし 宮崎 忠 (昭和14年11月14日)	昭和38年4月 警視庁 入庁 同庁公安部参事官、同庁第四方面本部長を歴任 平成11年4月 (株)佐川急便 常任顧問 平成18年4月 (株)船井総合研究所 取締役 平成19年3月 船井キャピタル(株) 取締役 平成19年4月 (株)船井総合研究所 特別顧問 平成21年1月 当社 顧問 平成23年2月 当社 社外監査役(現任) 平成24年2月 (株)にんげんクラブ 監査役 (現任) 平成27年4月 (株)船井本社 顧問(現任)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	たべい おきむ 田部井 修 (昭和30年8月25日)	昭和54年4月 近畿日本ツーリスト(株) 入社 昭和59年10月 (株)和広 入社 経理部 昭和63年1月 税理士登録 平成2年10月 石川会計事務所(現 税理士法人ハートフル会計事務所) 入所 平成10年3月 中小企業診断士登録 平成10年6月 田部井会計事務所 設立 所長 (現任) 平成12年8月 (株)アイティーコンサルティング 設立 代表取締役(現任) 平成13年6月 (株)ユタカ産業 監査役 平成15年10月 (株)ウェブスタージャパン 監査役 平成17年10月 (株)スタジオファン 監査役 平成19年6月 インタアクト(株) 監査役(現任) 平成20年1月 (株)大里 監査役(現任) 平成21年6月 (株)ユー・パーク 監査役 平成24年2月 当社 社外監査役(現任) 平成26年9月 (株)バリューデザイン 監査役(現任)	0株

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 宮崎忠氏及び田部井修氏は、社外取締役候補者であります。
  - 宮崎忠氏は、警視庁勤務における経験及び各社での経営等にかかる豊富な経験や専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 田部井修氏は、企業経営の経験並びに税理士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 当社は、宮崎忠氏及び田部井修氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本議案において両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、改めて同様の契約を締結する予定であります。
  - 当社は、田部井修氏を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、宮崎忠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

**第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件**

当社は、経営資源の集中による効率化を目的として、当社の100%子会社である株式会社アンテナ（以下、「アンテナ」といいます。）を、平成28年3月1日を効力発生日として、吸収合併することといたしました。

つきましては、本吸収合併に伴い、消滅会社となるアンテナの取締役のうち1名を、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）として選任することをお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、定款変更の効力が発生すること及び本吸収合併の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
おかだ たかし 岡田 崇 (昭和43年10月8日)	平成3年4月 総合地所(株) 入社 平成18年6月 (株)アイディーユー 入社 平成20年4月 ヴィータイタリア(株) 入社 平成25年2月 (株)アンテナ 入社 営業部マネージャー 平成26年6月 同社 執行役員 平成26年10月 同社 取締役 兼 執行役員 平成26年10月 (株)サーフィス 取締役 平成28年1月 (株)アンテナ 取締役副社長 兼 執行役員 (現任)	0株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件**

当社の取締役の報酬限度額は、平成24年2月28日開催の第8回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただき、今日に至っております。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、引き続き年額300百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名であり、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の員数は3名となります。また、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件」が原案どおり承認され、その効力が発生しますと、取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役の員数は3名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区麹町六丁目6番地

スクワール麹町 3階 錦の間

TEL 03-3234-8737



交通 JR四ツ谷駅 麹町口より 徒歩約1分

東京メトロ南北線・丸ノ内線四ツ谷駅改札より 徒歩約2分